

日高圏域障害福祉計画  
日高圏域障害児福祉計画  
令和6年度～令和8年度

御坊市・美浜町・日高町・由良町・印南町・日高川町  
和歌山県日高振興局健康福祉部（御坊保健所）

## 第3章 障害福祉サービス及び

地域生活支援事業の見込量

【障害福祉計画】

第1項 成果目標

1. 施設入所者の地域生活への移行

項目	R5年度末までの目標数値	R3	R4	R5	R6～R8	考え方
	実績	実績	実績見込み	目標		
	人	人	人	人	人	
福祉施設入所者数	76	72	65	63	64	国の指針を踏まえて市町が算定した数値を合計
地域生活への移行者数	6	1	1	2	3	
減少見込み数	2	3	3	2	2	

2. 地域生活支援の充実

項目	取組内容
地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点事業の周知・啓発、受入体制及び機能の充実に努めます。(年1回以上検証及び検討実施)
強度行動障害を有する者への支援体制整備	強度行動障害を有する障害のある方に対し、障害福祉サービス等において適切な支援を提供できるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に努めます。

3. 福祉施設から一般就労への移行等

項目	R5年度末までの目標数値	R3	R4	R5	R6～R8	考え方
	実績	実績	実績見込み	目標		
	人	人	人	人	人	
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	12	4	5	5	16	国の指針を踏まえて市町が算定した数値を合計
うち就労移行支援事業に係る移行者数	9	1	3	1	6	
うち就労継続支援A型に係る移行者数	2	2	1	2	6	
うち就労継続支援B型に係る移行者数	1	1	1	2	5	

4. 相談支援体制の充実・強化等

項目	取組内容
相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所等、役割分担ができる体制づくりを行うとともに、基幹相談センターにおいて、圏域における総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。

5. 障害福祉サービス等の質の向上等

項目	取組内容
サービスの質の向上を図るための体制構築	県及び自立支援協議会の開催する各種研修に職員が参加し、障害福祉サービス等各種障害福祉施策についての理解・知識を深め、障害者等が真に必要な障害福祉サービス等が提供できるよう努めます。自立支援審査支払等システムを活用し、請求誤り等について、当該事業所への確認・指導を行うことにより、過誤請求を減らし、適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

## 第2項 活動指標

### 1. 1か月あたりの指定障害福祉サービス見込量

種類	R3				R4				R5				R6		R7		R8	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分								
訪問系サービス	191	5,783	163	4,545	199	6,066	174	4,853	201	6,119	195	5,215	208	5,579	230	6,091	252	6,676
生活介護	262	5,214	203	3,883	272	5,351	203	3,892	284	5,488	202	4,029	210	4,167	216	4,269	222	4,373
自立訓練 (機能訓練)	4	80	0	0	4	80	0	0	4	80	0	0	1	20	1	20	1	20
自立訓練 (生活訓練)	6	129	4	68	6	129	3	54	6	129	2	38	6	133	6	133	6	133
就労選択支援															7		7	
就労移行支援	11	204	13	190	11	204	11	144	11	204	9	127	12	205	13	216	15	251
就労継続支援 (A型)	54	1,059	45	827	56	1,069	48	906	60	1,111	44	856	54	1,051	56	1,099	58	1,148
就労継続支援 (B型)	163	3,202	158	2,909	172	3,427	168	3,097	179	3,577	184	3,357	197	3,575	212	3,817	227	4,068
就労定着支援	7		2		8	0	3		9		5		10		10		10	
療養介護	27		27		27	0	25		27		27		30		30		30	
短期入所 (福祉型)	53	522	24	244	56	548	21	257	57	559	25	281	31	370	32	384	33	398
短期入所 (医療型)	4	31	4	12	4	31	3	7	4	31	4	16	4	33	4	33	4	33
自立生活援助	9	76	0	0	10	86	0	0	10	86	0	0	4	34	4	34	4	34
共同生活援助	125		116		131		121		132		127		143		150		157	
施設入所支援	76		71		76		65		76		63		65		65		64	
地域生活支援拠点等		1		1		1		1		1		1	1	1	1	1	1	1
計画相談支援	701	61	723	61	719	65	772	65	733	68	775	65	836	72	880	75	924	78
地域移行支援	11		4		12		3		12		1		8		8		8	
地域定着支援	28		18		29		21		29		22		26		27		28	

※ 訪問系サービスの単位は「人日」が「時間」と読み替え

※ 相談支援(計画相談支援)の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 地域生活支援拠点等は「人」が「コーディネーター配置人数」、「人日」は単位を「箇所」と読み替え設置箇所数

## 2. 発達障害者等に対する支援

県が実施するペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム及び圏域の相談窓口の情報について、発達障害の当事者や家族への周知を図ります。

## 3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	R6	R7	R8
	計画	計画	計画
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1 回	1 回	1 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	25 人	25 人	25 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回
精神障害者の地域移行支援	7 人	7 人	7 人
精神障害者の地域定着支援	16 人	17 人	18 人
精神障害者の共同生活援助	30 人	31 人	32 人
精神障害者の自立生活援助	3 人	3 人	3 人
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	4 人	4 人	4 人

## 4. 相談支援体制の充実・強化のための取組

種類	R6	R7	R8
	計画	計画	計画
基幹相談支援センターの設置	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2 件	2 件	2 件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	20 件	20 件	20 件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	80 回	80 回	80 回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	1 回	1 回	1 回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	2 人	2 人	2 人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数	1 回	1 回	1 回
	5 事業者・機関	5 事業者・機関	5 事業者・機関
協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)	5 部会	5 部会	5 部会
	18 回	18 回	18 回

### 第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量

御坊市

#### 第1項 成果目標

##### 1. 施設入所者の地域生活への移行

項目	R5年度末までの目標数値	R3	R4	R5	R6～R8	国から示されている目標値
	実績	実績	実績見込み	目標		
	人	人	人	人	人	
福祉施設入所者数	25	24	21	20	20	
地域生活への移行者数	2	1	1	1	1	国の指針「令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行」
減少見込み数	0	3	1	0	0	令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

##### 2. 地域生活支援の充実

項目	内容	国から示されている指針
地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点事業の周知・啓発、受入体制及び機能の充実に努めます。(年1回以上検証及び検討実施)	令和8年度末までに各市町村に地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと。
強度行動障害を有する者への支援体制整備	強度行動障害を有する障害のある方に対し、障害福祉サービス等において適切な支援を提供できるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に努めます。	令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

##### 3. 福祉施設から一般就労への移行等

項目	R5年度末までの目標数値	R3	R4	R5	R6～R8	国から示されている目標値
	実績	実績	実績見込み	目標		
	人	人	人	人	人	
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	4	2	1	1	2	令和3年度実績の1.28倍以上
うち就労移行支援事業に係る移行者数	2	1	0	0	1	令和3年度実績の1.31倍以上
うち就労継続支援A型に係る移行者数	1	0	0	1	1	令和3年度実績の概ね1.29倍以上
うち就労継続支援B型に係る移行者数	1	1	1	0	1	令和3年度実績の概ね1.28倍以上

##### 4. 相談支援体制の充実・強化等

項目	内容	国から示されている指針
相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所等、役割分担ができる体制作りを行うと共に、基幹相談センターにおいて、圏域における総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。	令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む。)するとともに、基幹相談支援センターが別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

##### 5. 障害福祉サービス等の質の向上等

項目	内容	国から示されている指針
サービスの質の向上を図るための体制構築	県及び自立支援協議会の開催する各種研修に職員が参加し、障害福祉サービス等各種障害福祉施策についての理解・知識を深め、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できるよう努めます。自立支援審査支払等システムを活用し、請求誤り等について、当該事業所への確認・指導を行うことにより、過誤請求を減らし、適正な運営を行う事業所の確保に努めます。	令和8年度末までに、別表第一の十の各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

## 第2項 活動指標

### 1. 1か月あたりの指定障害福祉サービス見込量

種類	R3				R4				R5				R6		R7		R8	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分								
訪問系サービス	88	2,500	63	1,473	93	2,700	68	1,602	93	2,700	82	1,650	90	1,750	101	1,860	112	1,970
生活介護	100	2,000	71	1,411	105	2,050	73	1,427	112	2,100	75	1,521	77	1,550	79	1,600	81	1,650
自立訓練 (機能訓練)	1	20	0	0	1	20	0	0	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	1	20	2	41	1	20	2	32	1	20	1	15	2	46	2	46	2	46
就労選択支援															2		2	
就労移行支援	5	100	3	52	5	100	4	62	5	100	3	46	3	50	4	60	5	70
就労継続支援 (A型)	18	310	20	377	20	320	24	461	22	330	23	454	24	500	25	520	26	540
就労継続支援 (B型)	52	1,025	63	1,204	55	1,050	69	1,266	57	1,100	79	1,471	85	1,550	90	1,650	95	1,750
就労定着支援	3		1		3		1		3		1		1		1		1	
療養介護	16		17		16		17		16		18		18		18		18	
短期入所 (福祉型)	20	240	10	85	22	255	9	86	22	255	12	108	13	120	14	130	15	140
短期入所 (医療型)	1	6	1	3	1	6	1	3	1	6	1	1	1	3	1	3	1	3
自立生活援助	4	40	0	0	5	50	0	0	5	50	0	0	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	55		48		60		51		60		55		60		65		70	
施設入所支援	25		24		25		21		25		20		20		20		20	
地域生活支援拠点等		1		1		1		1		1		1	1	1	1	1	1	1
計画相談支援	276	22	275	23	280	23	298	25	280	23	304	25	300	25	320	26	340	27
地域移行支援	4		1		5		1		5		1		1		1		1	
地域定着支援	17		9		18		11		18		11		12		12		12	

※ 訪問系サービスの単位は「人日」が「時間」と読み替え

※ 相談支援(計画相談支援)の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 地域生活支援拠点等は「人」が「コーディネーター配置人数」、「人日」は単位を「箇所」と読み替え設置箇所数

## 2. 発達障害者等に対する支援

県が実施するペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム及び圏域の相談窓口の情報について、発達障害の当事者や家族への周知を図ります。

## 3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	R6	R7	R8
	計画	計画	計画
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	25人	25人	25人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援	9人	9人	9人
精神障害者の共同生活援助	17人	18人	19人
精神障害者の自立生活援助	0人	0人	0人
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	0人	0人	0人

## 4. 相談支援体制の充実・強化のための取組

種類	R6	R7	R8
	計画	計画	計画
基幹相談支援センターの設置	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	2件	2件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	20件	20件	20件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	80回	80回	80回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	1回	1回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	2人	2人	2人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数	1回	1回	1回
	5事業者・機関	5事業者・機関	5事業者・機関
協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)	5部会	5部会	5部会
	18回	18回	18回

### 第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量

美浜町

#### 第1項 成果目標

##### 1. 施設入所者の地域生活への移行

項目	R5年度末までの目標数値	R3	R4	R5	R6～R8	国から示されている目標値
	実績	実績	実績見込み	目標		
	人	人	人	人	人	
福祉施設入所者数	6	6	5	6	6	
地域生活への移行者数	0	0	0	0	0	国の指針「令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行」
減少見込み数	0	0	1	0	0	令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

##### 2. 地域生活支援の充実

項目	内容	国から示されている指針
地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点事業の周知・啓発、受入体制及び機能の充実に努めます。(年1回以上検証及び検討実施)	令和8年度末までに各市町村に地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと。
強度行動障害を有する者への支援体制整備	強度行動障害を有する障害のある方に対し、障害福祉サービス等において適切な支援を提供できるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に努めます。	令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

##### 3. 福祉施設から一般就労への移行等

項目	R5年度末までの目標数値	R3	R4	R5	R6～R8	国から示されている目標値
	実績	実績	実績見込み	目標		
	人	人	人	人	人	
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	3	0	0	1	3	令和3年度実績の1.28倍以上
うち就労移行支援事業に係る移行者数	3	0	0	0	1	令和3年度実績の1.31倍以上
うち就労継続支援A型に係る移行者数	0	0	0	0	1	令和3年度実績の概ね1.29倍以上
うち就労継続支援B型に係る移行者数	0	0	0	1	1	令和3年度実績の概ね1.28倍以上

##### 4. 相談支援体制の充実・強化等

項目	内容	国から示されている指針
相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所等、役割分担ができる体制作りを行うと共に、基幹相談センターにおいて、圏域における総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。	令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む。)するとともに、基幹相談支援センターが別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

##### 5. 障害福祉サービス等の質の向上等

項目	内容	国から示されている指針
サービスの質の向上を図るための体制構築	県及び自立支援協議会の開催する各種研修に職員が参加し、障害福祉サービス等各種障害福祉施策についての理解・知識を深め、障害者等が真に必要な障害福祉サービス等が提供できるよう努めます。自立支援審査支払システムを活用し、請求誤り等について、当該事業所への確認・指導を行うことにより、過誤請求を減らし、適正な運営を行う事業所の確保に努めます。	令和8年度末までに、別表第一の十の各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

## 第2項 活動指標

### 1. 1か月あたりの指定障害福祉サービス見込量

種類	R3				R4				R5				R6		R7		R8	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
訪問系サービス	19	443	16	379	20	466	18	389	21	489	22	527	26	627	30	746	35	888
生活介護	26	494	19	376	26	494	21	389	26	494	22	414	24	435	26	457	28	480
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	1	24	0	0	1	24	0	0	1	24	0	0	1	21	1	21	1	21
就労選択支援															1		1	
就労移行支援	1	21	1	20	1	21	1	19	1	21	1	18	1	19	1	19	1	19
就労継続支援 (A型)	10	230	7	116	10	230	5	100	10	230	5	89	7	116	7	116	7	116
就労継続支援 (B型)	22	382	17	321	22	382	16	329	22	382	17	333	19	380	21	420	23	460
就労定着支援	1		1		2		1		3		1		1		1		1	
療養介護	1		2		1		0		1		0		0		0		0	
短期入所 (福祉型)	8	88	3	31	9	99	3	23	10	110	4	43	5	55	5	55	5	55
短期入所 (医療型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立生活援助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	9		12		9		13		9		13		18		18		18	
施設入所支援	6		5		6		5		6		5		6		6		6	
地域生活支援拠点等		1		1		1		1		1		1		1		1		1
計画相談支援	108	9	90	8	120	10	102	9	132	11	101	8	120	10	144	12	168	14
地域移行支援	2		1		2		0		2		0		2		2		2	
地域定着支援	3		3		3		3		3		4		6		6		6	

※ 訪問系サービスの単位は「人日」が「時間」と読み替え

※ 相談支援(計画相談支援)の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 地域生活支援拠点等は「人」が「コーディネーター配置人数」、「人日」は単位を「箇所」と読み替え設置箇所数

## 2. 発達障害者等に対する支援

県が実施するペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム及び圏域の相談窓口の情報について、発達障害の当事者や家族への周知を図ります。

## 3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	R6	R7	R8
	計画	計画	計画
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1 回	1 回	1 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	25 人	25 人	25 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回
精神障害者の地域移行支援	2 人	2 人	2 人
精神障害者の地域定着支援	1 人	1 人	1 人
精神障害者の共同生活援助	1 人	1 人	1 人
精神障害者の自立生活援助	0 人	0 人	0 人
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	1 人	1 人	1 人

## 4. 相談支援体制の充実・強化のための取組

種類	R6	R7	R8
	計画	計画	計画
基幹相談支援センターの設置	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2 件	2 件	2 件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	20 件	20 件	20 件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	80 回	80 回	80 回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	1 回	1 回	1 回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	2 人	2 人	2 人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数	1 回	1 回	1 回
	5 事業者・機関	5 事業者・機関	5 事業者・機関
協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)	5 部会	5 部会	5 部会
	18 回	18 回	18 回

第1項 成果目標

1. 施設入所者の地域生活への移行

項目	R5年度末までの目標数値	R3	R4	R5	R6～R8	国から示されている目標値
	実績	実績	実績見込み	目標		
	人	人	人	人	人	
福祉施設入所者数	5	5	5	5	5	
地域生活への移行者数	1	0	0	0	0	国の指針「令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行」
減少見込み数	0	0	0	0	0	令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

2. 地域生活支援の充実

項目	内容	国から示されている指針
地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点事業の周知・啓発、受入体制及び機能の充実に努めます。(年1回以上検証及び検討実施)	令和8年度末までに各市町村に地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと。
強度行動障害を有する者への支援体制整備	強度行動障害を有する障害のある方に対し、障害福祉サービス等において適切な支援を提供できるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に努めます。	令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

3. 福祉施設から一般就労への移行等

項目	R5年度末までの目標数値	R3	R4	R5	R6～R8	国から示されている目標値
	実績	実績	実績見込み	目標		
	人	人	人	人	人	
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	2	1	1	0	3	令和3年度実績の1.28倍以上
うち就労移行支援事業に係る移行者数	1	0	1	0	1	令和3年度実績の1.31倍以上
うち就労継続支援A型に係る移行者数	1	1	0	0	1	令和3年度実績の概ね1.29倍以上
うち就労継続支援B型に係る移行者数	0	0	0	0	1	令和3年度実績の概ね1.28倍以上

4. 相談支援体制の充実・強化等

項目	内容	国から示されている指針
相談支援体制の充実・強化に向けた体制確保	基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所等、役割分担ができる体制作りを行うと共に、基幹相談センターにおいて、圏域における総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。	令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む。)するとともに、基幹相談支援センターが別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

5. 障害福祉サービス等の質の向上等

項目	内容	国から示されている指針
サービスの質の向上を図るための体制構築	県及び自立支援協議会の開催する各種研修に職員が参加し、障害福祉サービス等各種障害福祉施策についての理解・知識を深め、障害者等が真に必要な障害福祉サービス等が提供できるよう努めます。自立支援審査支払等システムを活用し、請求誤り等について、当該事業所への確認・指導を行うことにより、過誤請求を減らし、適正な運営を行う事業所の確保に努めます。	令和8年度末までに、別表第一の十の各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

## 第2項 活動指標

### 1. 1か月あたりの指定障害福祉サービス見込量

種類	R3				R4				R5				R6		R7		R8	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分								
訪問系サービス	17	510	15	281	18	540	14	348	19	570	15	392	13	466	15	553	17	656
生活介護	25	550	24	403	26	572	23	433	27	594	21	439	23	466	24	490	25	515
自立訓練 (機能訓練)	1	20	0	0	1	20	0	0	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	1	20	1	7	1	20	0	0	1	20	0	0	1	23	1	23	1	23
就労選択支援															1		1	
就労移行支援	1	20	4	35	1	20	2	21	1	20	0	0	1	23	1	23	2	46
就労継続支援 (A型)	3	75	3	36	3	75	2	16	3	75	0	0	1	23	2	46	3	69
就労継続支援 (B型)	16	320	20	280	17	340	20	340	18	360	20	330	22	371	25	409	29	451
就労定着支援	1		0		1		0		1		2		2		2		2	
療養介護	1		0		1		0		1		0		1		1		1	
短期入所 (福祉型)	6	80	5	53	6	80	4	64	6	80	3	57	4	65	4	69	4	73
短期入所 (医療型)	1	10	1	3	1	10	1	3	1	10	1	4	1	5	1	5	1	5
自立生活援助	1	10	0	0	1	10	0	0	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	10		10		11		11		12		10		12		14		16	
施設入所支援	5		5		5		5		5		5		5		5		5	
地域生活支援拠点等		1		1		1		1		1		1		1		1		1
計画相談支援	70	10	63	6	72	12	59	5	74	14	54	5	52	5	52	5	52	5
地域移行支援	2		1		2		1		2		0		1		1		1	
地域定着支援	3		2		3		3		3		3		3		4		5	

※ 訪問系サービスの単位は「人日」が「時間」と読み替え

※ 相談支援(計画相談支援)の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 地域生活支援拠点等は「人」が「コーディネーター配置人数」、「人日」は単位を「箇所」と読み替え設置箇所数

## 2. 発達障害者等に対する支援

県が実施するペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム及び圏域の相談窓口の情報について、発達障害の当事者や家族への周知を図ります。

## 3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	R6	R7	R8
	計画	計画	計画
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1 回	1 回	1 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	25 人	25 人	25 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回
精神障害者の地域移行支援	1 人	1 人	1 人
精神障害者の地域定着支援	3 人	4 人	5 人
精神障害者の共同生活援助	3 人	3 人	3 人
精神障害者の自立生活援助	0 人	0 人	0 人
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	0 人	0 人	0 人

## 4. 相談支援体制の充実・強化のための取組

種類	R6	R7	R8
	計画	計画	計画
基幹相談支援センターの設置	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2 件	2 件	2 件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	20 件	20 件	20 件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	80 回	80 回	80 回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	1 回	1 回	1 回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	2 人	2 人	2 人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数	1 回	1 回	1 回
	5 事業者・機関	5 事業者・機関	5 事業者・機関
協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)	5 部会	5 部会	5 部会
	18 回	18 回	18 回

### 第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量

由良町

#### 第1項 成果目標

##### 1. 施設入所者の地域生活への移行

項目	R5年度末までの目標数値	R3	R4	R5	R6～R8	国から示されている目標値
	実績	実績	実績見込み	目標		
	人	人	人	人	人	
福祉施設入所者数	13	12	11	11	11	
地域生活への移行者数	1	0	0	0	0	国の指針「令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行」
減少見込み数	1	0	0	0	0	令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

##### 2. 地域生活支援の充実

項目	内容	国から示されている指針
地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点事業の周知・啓発、受入体制及び機能の充実に努めます。(年1回以上検証及び検討実施)	令和8年度末までに各市町村に地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと。
強度行動障害を有する者への支援体制整備	強度行動障害を有する障害のある方に対し、障害福祉サービス等において適切な支援を提供できるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に努めます。	令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

##### 3. 福祉施設から一般就労への移行等

項目	R5年度末までの目標数値	R3	R4	R5	R6～R8	国から示されている目標値
	実績	実績	実績見込み	目標		
	人	人	人	人	人	
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	1	0	0	0	3	令和3年度実績の1.28倍以上
うち就労移行支援事業に係る移行者数	1	0	0	0	1	令和3年度実績の1.31倍以上
うち就労継続支援A型に係る移行者数	0	0	0	0	1	令和3年度実績の概ね1.29倍以上
うち就労継続支援B型に係る移行者数	0	0	0	0	1	令和3年度実績の概ね1.28倍以上

##### 4. 相談支援体制の充実・強化等

項目	内容	国から示されている指針
相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所等、役割分担ができる体制作りを行うと共に、基幹相談センターにおいて、圏域における総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。	令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む。)するとともに、基幹相談支援センターが別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

##### 5. 障害福祉サービス等の質の向上等

項目	内容	国から示されている指針
サービスの質の向上を図るための体制構築	県及び自立支援協議会の開催する各種研修に職員が参加し、障害福祉サービス等各種障害福祉施策についての理解・知識を深め、障害者等が真に必要な障害福祉サービス等が提供できるよう努めます。自立支援審査支払システムを活用し、請求誤り等について、当該事業所への確認・指導を行うことにより、過誤請求を減らし、適正な運営を行う事業所の確保に努めます。	令和8年度末までに、別表第一の十の各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

## 第2項 活動指標

### 1. 1か月あたりの指定障害福祉サービス見込量

種類	R3				R4				R5				R6		R7		R8	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分								
訪問系サービス	20	360	17	337	20	360	18	447	20	360	20	527	20	528	21	662	22	830
生活介護	35	650	27	525	37	675	28	548	39	700	27	534	27	536	28	542	29	548
自立訓練 (機能訓練)	1	20	0	0	1	20	0	0	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	1	23	0	0	1	23	0	0	1	23	0	0	0	0	0	0	0	0
就労選択支援															1		1	
就労移行支援	1	12	1	3	1	12	1	1	1	12	2	24	1	12	1	12	1	12
就労継続支援 (A型)	2	24	0	0	2	24	0	0	3	36	0	0	3	36	3	36	3	36
就労継続支援 (B型)	14	200	10	211	17	340	12	235	19	380	15	275	15	275	18	315	21	360
就労定着支援	1		0		1		1		1		1		2		2		2	
療養介護	1		0		1		0		1		0		1		1		1	
短期入所 (福祉型)	3	12	2	21	3	12	1	14	3	12	3	11	2	17	2	17	2	17
短期入所 (医療型)	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
自立生活援助	2	4	0	0	2	4	0	0	2	4	0	0	2	4	2	4	2	4
共同生活援助	12		13		12		13		12		13		13		13		13	
施設入所支援	13		12		13		11		13		11		11		11		11	
地域生活支援拠点等		1		1		1		1		1		1		1		1		1
計画相談支援	65	5	95	8	65	5	99	8	65	5	72	6	104	8	104	8	104	8
地域移行支援	2		0		2		0		2		0		2		2		2	
地域定着支援	2		1		2		1		2		1		1		1		1	

※ 訪問系サービスの単位は「人日」が「時間」と読み替え

※ 相談支援(計画相談支援)の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 地域生活支援拠点等は「人」が「コーディネーター配置人数」、「人日」は単位を「箇所」と読み替え設置箇所数

## 2. 発達障害者等に対する支援

県が実施するペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム及び圏域の相談窓口の情報について、発達障害の当事者や家族への周知を図ります。

## 3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	R6	R7	R8
	計画	計画	計画
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1 回	1 回	1 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	25 人	25 人	25 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回
精神障害者の地域移行支援	1 人	1 人	1 人
精神障害者の地域定着支援	1 人	1 人	1 人
精神障害者の共同生活援助	5 人	5 人	5 人
精神障害者の自立生活援助	1 人	1 人	1 人
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	1 人	1 人	1 人

## 4. 相談支援体制の充実・強化のための取組

種類	R6	R7	R8
	計画	計画	計画
基幹相談支援センターの設置	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2 件	2 件	2 件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	20 件	20 件	20 件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	80 回	80 回	80 回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	1 回	1 回	1 回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	2 人	2 人	2 人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数	1 回	1 回	1 回
	5 事業者・機関	5 事業者・機関	5 事業者・機関
協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)	5 部会	5 部会	5 部会
	18 回	18 回	18 回

### 第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量

印南町

#### 第1項 成果目標

##### 1. 施設入所者の地域生活への移行

項目	R5年度末までの目標数値	R3	R4	R5	R6～R8	国から示されている目標値
	実績	実績	実績見込み	目標		
	人	人	人	人	人	
福祉施設入所者数	13	11	10	10	12	
地域生活への移行者数	1	0	0	0	1	国の指針「令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行」
減少見込み数	0	0	0	0	1	令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

##### 2. 地域生活支援の充実

項目	内容	国から示されている指針
地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点事業の周知・啓発、受入体制及び機能の充実に努めます。(年1回以上検証及び検討実施)	令和8年度末までに各市町村に地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと。
強度行動障害を有する者への支援体制整備	強度行動障害を有する障害のある方に対し、障害福祉サービス等において適切な支援を提供できるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に努めます。	令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

##### 3. 福祉施設から一般就労への移行等

項目	R5年度末までの目標数値	R3	R4	R5	R6～R8	国から示されている目標値
	実績	実績	実績見込み	目標		
	人	人	人	人	人	
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	1	0	0	0	3	令和3年度実績の1.28倍以上
うち就労移行支援事業に係る移行者数	1	0	0	0	1	令和3年度実績の1.31倍以上
うち就労継続支援A型に係る移行者数	0	0	0	0	1	令和3年度実績の概ね1.29倍以上
うち就労継続支援B型に係る移行者数	0	0	0	0	1	令和3年度実績の概ね1.28倍以上

##### 4. 相談支援体制の充実・強化等

項目	内容	国から示されている指針
相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所等、役割分担ができる体制作りを行うと共に、基幹相談センターにおいて、圏域における総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。	令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む。)するとともに、基幹相談支援センターが別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

##### 5. 障害福祉サービス等の質の向上等

項目	内容	国から示されている指針
サービスの質の向上を図るための体制構築	県及び自立支援協議会の開催する各種研修に職員が参加し、障害福祉サービス等各種障害福祉施策についての理解・知識を深め、障害者等が真に必要な障害福祉サービス等が提供できるよう努めます。自立支援審査支払システムを活用し、請求誤り等について、当該事業所への確認・指導を行うことにより、過誤請求を減らし、適正な運営を行う事業所の確保に努めます。	令和8年度末までに、別表第一の十の各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

## 第2項 活動指標

### 1. 1か月あたりの指定障害福祉サービス見込量

種類	R3				R4				R5				R6		R7		R8	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分								
訪問系サービス	17	350	18	313	17	350	22	334	17	350	23	332	25	380	28	400	31	420
生活介護	33	660	24	438	33	660	23	434	33	660	22	427	24	480	24	480	24	480
自立訓練 (機能訓練)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	1	22	0	0	1	22	1	22	1	22	1	23	1	23	1	23	1	23
就労選択支援															1		1	
就労移行支援	1	21	2	39	1	21	1	2	1	21	0	0	3	60	3	60	3	60
就労継続支援 (A型)	12	240	7	137	12	240	8	150	12	240	7	143	10	200	10	200	10	200
就労継続支援 (B型)	31	715	17	311	31	715	18	323	31	715	20	352	23	400	24	420	25	440
就労定着支援	0		0		0		0		0		0		3		3		3	
療養介護	1		1		1		1		1		2		3		3		3	
短期入所 (福祉型)	1	27	1	16	1	27	2	37	1	27	1	30	5	80	5	80	5	80
短期入所 (医療型)	1	10	1	5	1	10	0	0	1	10	1	10	1	20	1	20	1	20
自立生活援助	1	2	0	0	1	2	0	0	1	2	0	0	1	10	1	10	1	10
共同生活援助	14		7		14		7		14		8		10		10		10	
施設入所支援	13		11		13		10		13		10		12		12		12	
地域生活支援拠点等		1		1		1		1		1		1	1	1	1	1	1	1
計画相談支援	72	6	76	6	72	6	91	8	72	6	90	8	110	10	110	10	110	10
地域移行支援	0		1		0		1		0		0		1		1		1	
地域定着支援	0		0		0		0		0		0		1		1		1	

※ 訪問系サービスの単位は「人日」が「時間」と読み替え

※ 相談支援(計画相談支援)の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 地域生活支援拠点等は「人」が「コーディネーター配置人数」、「人日」は単位を「箇所」と読み替え設置箇所数

## 2. 発達障害者等に対する支援

県が実施するペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム及び圏域の相談窓口の情報について、発達障害の当事者や家族への周知を図ります。

## 3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	R6	R7	R8
	計画	計画	計画
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1 回	1 回	1 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	25 人	25 人	25 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回
精神障害者の地域移行支援	1 人	1 人	1 人
精神障害者の地域定着支援	1 人	1 人	1 人
精神障害者の共同生活援助	1 人	1 人	1 人
精神障害者の自立生活援助	1 人	1 人	1 人
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	1 人	1 人	1 人

## 4. 相談支援体制の充実・強化のための取組

種類	R6	R7	R8
	計画	計画	計画
基幹相談支援センターの設置	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2 件	2 件	2 件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	20 件	20 件	20 件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	80 回	80 回	80 回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	1 回	1 回	1 回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	2 人	2 人	2 人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数	1 回	1 回	1 回
	5 事業者・機関	5 事業者・機関	5 事業者・機関
協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)	5 部会	5 部会	5 部会
	18 回	18 回	18 回

### 第3章 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量

日高川町

#### 第1項 成果目標

##### 1. 施設入所者の地域生活への移行

項目	R5年度末までの目標数値	R3	R4	R5	R6～R8	国から示されている目標値
	実績	実績	実績見込み	目標		
	人	人	人	人	人	
福祉施設入所者数	14	14	13	11	10	
地域生活への移行者数	1	0	0	1	1	国の指針「令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行」
減少見込み数	1	0	1	2	1	令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

##### 2. 地域生活支援の充実

項目	内容	国から示されている指針
地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実	障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点事業の周知・啓発、受入体制及び機能の充実に努めます。(年1回以上検証及び検討実施)	令和8年度末までに各市町村に地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと。
強度行動障害を有する者への支援体制整備	強度行動障害を有する障害のある方に対し、障害福祉サービス等において適切な支援を提供できるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備に努めます。	令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

##### 3. 福祉施設から一般就労への移行等

項目	R5年度末までの目標数値	R3	R4	R5	R6～R8	国から示されている目標値
	実績	実績	実績見込み	目標		
	人	人	人	人	人	
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	1	1	3	3	2	令和3年度実績の1.28倍以上
うち就労移行支援事業に係る移行者数	1	0	2	1	1	令和3年度実績の1.31倍以上
うち就労継続支援A型に係る移行者数	0	1	1	1	1	令和3年度実績の概ね1.29倍以上
うち就労継続支援B型に係る移行者数	0	0	0	1	0	令和3年度実績の概ね1.28倍以上

##### 4. 相談支援体制の充実・強化等

項目	内容	国から示されている指針
相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所等、役割分担ができる体制作りを行うと共に、基幹相談センターにおいて、圏域における総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。	令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む。)するとともに、基幹相談支援センターが別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

##### 5. 障害福祉サービス等の質の向上等

項目	内容	国から示されている指針
サービスの質の向上を図るための体制構築	県及び自立支援協議会の開催する各種研修に職員が参加し、障害福祉サービス等各種障害福祉施策についての理解・知識を深め、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できるよう努めます。自立支援審査支払等システムを活用し、請求誤り等について、当該事業所への確認・指導を行うことにより、過誤請求を減らし、適正な運営を行う事業所の確保に努めます。	令和8年度末までに、別表第一の十の各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

## 第2項 活動指標

### 1. 1か月あたりの指定障害福祉サービス見込量

種類	R3				R4				R5				R6		R7		R8	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分								
訪問系サービス	30	1,620	34	1,762	31	1,650	34	1,733	31	1,650	33	1,787	34	1,828	35	1,870	35	1,912
生活介護	43	860	38	730	45	900	35	661	47	940	35	694	35	700	35	700	35	700
自立訓練 (機能訓練)	1	20	0	0	1	20	0	0	1	20	0	0	1	20	1	20	1	20
自立訓練 (生活訓練)	1	20	1	20	1	20	0	0	1	20	0	0	1	20	1	20	1	20
就労選択支援															1		1	
就労移行支援	2	30	2	41	2	30	2	39	2	30	3	39	3	41	3	42	3	44
就労継続支援 (A型)	9	180	8	161	9	180	9	179	10	200	9	170	9	176	9	181	9	187
就労継続支援 (B型)	28	560	31	582	30	600	33	604	32	640	33	596	33	599	34	603	34	607
就労定着支援	1		0		1		0		1		0		1		1		1	
療養介護	7		7		7		7		7		7		7		7		7	
短期入所 (福祉型)	15	75	3	38	15	75	2	33	15	75	2	32	2	33	2	33	2	33
短期入所 (医療型)	1	5	0	0	1	5	0	0	1	5	0	0	1	5	1	5	1	5
自立生活援助	1	20	0	0	1	20	0	0	1	20	0	0	1	20	1	20	1	20
共同生活援助	25		26		25		26		25		28		30		30		30	
施設入所支援	14		14		14		13		14		12		11		11		10	
地域生活支援拠点等		1		1		1		1		1		1		1		1		1
計画相談支援	110	9	124	10	110	9	123	10	110	9	154	13	150	14	150	14	150	14
地域移行支援	1		0		1		0		1		0		1		1		1	
地域定着支援	3		3		3		3		3		3		3		3		3	

※ 訪問系サービスの単位は「人日」が「時間」と読み替え

※ 相談支援(計画相談支援)の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 地域生活支援拠点等は「人」が「コーディネーター配置人数」、「人日」は単位を「箇所」と読み替え設置箇所数

## 2. 発達障害者等に対する支援

県が実施するペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム及び圏域の相談窓口の情報について、発達障害の当事者や家族への周知を図ります。

## 3. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	R6	R7	R8
	計画	計画	計画
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1 回	1 回	1 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	25 人	25 人	25 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回
精神障害者の地域移行支援	1 人	1 人	1 人
精神障害者の地域定着支援	1 人	1 人	1 人
精神障害者の共同生活援助	3 人	3 人	3 人
精神障害者の自立生活援助	1 人	1 人	1 人
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	1 人	1 人	1 人

## 4. 相談支援体制の充実・強化のための取組

種類	R6	R7	R8
	計画	計画	計画
基幹相談支援センターの設置	1 箇所	1 箇所	1 箇所
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2 件	2 件	2 件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	20 件	20 件	20 件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	80 回	80 回	80 回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	1 回	1 回	1 回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	2 人	2 人	2 人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数	1 回	1 回	1 回
	5 事業者・機関	5 事業者・機関	5 事業者・機関
協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)	5 部会	5 部会	5 部会
	18 回	18 回	18 回

第3項 地域生活支援事業見込量

	R3				R4				R5				R6		R7		R8	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	か所数	人数・件数																
1 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無	
2 自発的活動支援事業 ※実施の有無	有 (御坊市)																	
3 相談支援事業	1		1		1		1		1		1		1		1		1	
	有 (圏域)		有 (圏域)		有 (圏域)		有 (圏域)		有 (圏域)		有 (圏域)		有 (圏域)		有 (圏域)		有 (圏域)	
	有 (圏域)		有 (圏域)		有 (圏域)		有 (圏域)		有 (圏域)		有 (圏域)		有 (圏域)		有 (圏域)		有 (圏域)	
4 成年後見人制度利用支援事業 ※実利用人数	7		4		8		5		9		2		8		8		8	
5 成年後見人制度法人後見支援事業 ※実施の有無	無		無		無		無		無		無		無		無		無	
6 意思疎通事業	86		90		91		110		96		120		134		139		144	
	0		0		0		0		0		0		0		0		0	
7 日常生活用具給付等事業	13		6		13		5		13		5		12		12		12	
	20		12		20		9		20		11		20		20		20	
	18		13		18		11		18		11		18		18		18	
	13		14		13		5		13		7		15		15		15	
	2,226		2,258		2,238		2,238		2,250		2,345		2,428		2,446		2,464	
	9		6		9		5		9		3		8		8		8	
8 手話奉仕員養成研修事業 上段 修了者数 下段 (上記のうち登録者数)	23		24		24		24		24		20		24		24		24	
	0		0		0		0		0		0		0		0		0	
9 移動支援事業 上段 実利用者数 下段 延べ利用時間数	152		155		155		172		158		189		182		188		194	
	13,800		13,280		14,112		15,895		14,424		16,265		17,168		17,810		18,452	
10 地域活動支援センター 上段 日高圏域 下段 日高圏域以外	5 31		6 26		5 32		6 26		5 33		6 26		6 31		6 33		6 35	
	1 1		0 0		1 1		0 0		1 1		0 0		0 0		0 0		0 0	













## 第4章 障害児サービスの見込量

### 【障害児福祉計画】

第4章 障害児福祉サービスの見込量

日高圏域

第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

項目	取組内容
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」(定員20名)が設置されています。
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	障害の有無に関わらず、全てのこどもが共に育つことができるよう、児童発達支援センターを核とし、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制づくりに努めます。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービス・放課後等デイサービスを利用することができます。
医療的ケア児支援の協議の場の設置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。

第2項 活動指標 1か月あたりの障害児福祉サービス見込量

種類	R3年				R4年				R5年				R6年		R7年		R8年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分								
児童発達支援	36	680	38	486	39	731	43	522	42	782	41	559	48	758	50	838	52	928
放課後等デイサービス	99	1,602	99	1,281	101	1,630	100	1,261	102	1,653	108	1,410	120	1,615	129	1,676	138	1,707
保育所等訪問支援	10	10	3	4	11	11	5	7	11	11	5	9	8	13	8	13	8	13
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	192	16	198	17	204	17	192	17	206	17	294	26	232	19	241	20	249	22
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数	0		0		0		1		6		6		7		7		8	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数  
 ※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」

第4章 障害児福祉サービスの見込量

御坊市

第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

項目	内容	国から示されている指針
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」(定員20名)が設置されています。	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	障害の有無に関わらず、全てのこどもが共に育つことができるよう、児童発達支援センターを核とし、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制づくりに努めます。	令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービス・放課後等デイサービスを利用することができます。	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
医療的ケア児支援の協議の場の設置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。	令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

第2項 活動指標 1か月あたりの障害児福祉サービス見込量

種類	R3年				R4年				R5年				R6年		R7年		R8年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	16	260	17	270	17	265	15	201	18	270	13	183	17	270	17	270	17	270
放課後等デイサービス	33	495	41	588	34	500	43	588	34	500	48	632	50	650	55	675	60	700
保育所等訪問支援	5	5	1	1	6	6	1	1	6	6	1	1	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	75	7	82	7	85	8	82	7	85	8	164	14	80	6	85	7	90	8
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数	0		0		0		0		1		1		1		1		1	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」

## 第4章 障害児福祉サービスの見込量

美浜町

### 第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

項目	内容	国から示されている指針
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」(定員20名)が設置されています。	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	障害の有無に関わらず、全てのこどもが共に育つことができるよう、児童発達支援センターを核とし、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制づくりに努めます。	令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービス・放課後等デイサービスを利用することができます。	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
医療的ケア児支援の協議の場の設置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。	令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

### 第2項 活動指標 1か月あたりの障害児福祉サービス見込量

種類	R3年				R4年				R5年				R6年		R7年		R8年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	1	23	2	19	1	23	4	36	1	23	4	38	4	38	4	38	4	38
放課後等デイサービス	9	140	8	135	9	140	8	133	9	140	8	127	11	176	12	192	13	208
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	14	1	17	1	14	1	18	2	14	1	15	2	24	2	24	2	24	2
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数	0		0		0		0		1		1		2		2		3	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」

第4章 障害児福祉サービスの見込量

第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

項目	内容	国から示されている指針
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」(定員20名)が設置されています。	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	障害の有無に関わらず、全てのこどもが共に育つことができるよう、児童発達支援センターを核とし、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制づくりに努めます。	令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービス・放課後等デイサービスを利用することができます。	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
医療的ケア児支援の協議の場の設置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。	令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

第2項 活動指標 1か月あたりの障害児福祉サービス見込量

種類	R3年				R4年				R5年				R6年		R7年		R8年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	11	253	15	142	13	299	21	253	15	345	18	273	20	340	22	420	24	510
放課後等デイサービス	19	437	25	248	20	460	26	297	21	483	29	370	32	400	35	420	38	410
保育所等訪問支援	2	2	2	3	2	2	4	6	2	2	4	8	5	10	5	10	5	10
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	30	3	49	5	32	3	48	4	34	3	52	5	55	5	59	5	62	6
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数	0		0		0		1		1		1		1		1		1	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」

第4章 障害児福祉サービスの見込量

由良町

第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

項目	内容	国から示されている指針
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」(定員20名)が設置されています。	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	障害の有無に関わらず、全てのこどもが共に育つことができるよう、児童発達支援センターを核とし、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制づくりに努めます。	令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービス・放課後等デイサービスを利用することができます。	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
医療的ケア児支援の協議の場の設置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。	令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

第2項 活動指標 1か月あたりの障害児福祉サービス見込量

種類	R3年				R4年				R5年				R6年		R7年		R8年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	2	24	2	31	2	24	1	14	2	24	2	24	2	24	2	24	2	24
放課後等デイサービス	8	130	9	127	8	130	8	92	8	130	7	89	7	89	7	89	7	89
保育所等訪問支援	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	13	1	15	1	13	1	17	1	13	1	17	1	18	2	18	2	18	2
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数	0		0		0		0		1		1		1		1		1	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」

第4章 障害児福祉サービスの見込量

第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

項目	内容	国から示されている指針
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」(定員20名)が設置されています。	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	障害の有無に関わらず、全てのこどもが共に育つことができるよう、児童発達支援センターを核とし、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制づくりに努めます。	令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービス・放課後等デイサービスを利用することができます。	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
医療的ケア児支援の協議の場の設置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。	令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

第2項 活動指標 1か月あたりの障害児福祉サービス見込量

種類	R3年				R4年				R5年				R6年		R7年		R8年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	3	60	0	0	3	60	1	1	3	60	2	17	3	60	3	60	3	60
放課後等デイサービス	15	200	3	28	15	200	3	23	15	200	2	26	5	100	5	100	5	100
保育所等訪問支援	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	30	2	12	1	30	2	8	1	30	2	10	1	25	2	25	2	25	2
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数	0		0		0		0		1		1		1		1		1	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」

第4章 障害児福祉サービスの見込量

日高川町

第1項 成果目標 障害児支援の提供体制の整備等

項目	内容	国から示されている指針
児童発達支援センターの設置	圏域内に福祉型児童発達支援センターである「通園みらい」(定員20名)が設置されています。	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	障害の有無に関わらず、全てのこどもが共に育つことができるよう、児童発達支援センターを核とし、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制づくりに努めます。	令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内の「独立行政法人国立病院機構和歌山病院」において、重症心身障害児を対象とした児童発達支援サービス・放課後等デイサービスを利用することができます。	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
医療的ケア児支援の協議の場の設置	御坊・日高圏域自立支援協議会の「子ども部会」において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議を行います。	令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

第2項 活動指標 1か月あたりの障害児福祉サービス見込量

種類	R3年				R4年				R5年				R6年		R7年		R8年	
	計画		実績		計画		実績		計画		実績見込み		計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	3	60	2	24	3	60	1	17	3	60	2	24	2	26	2	26	2	26
放課後等デイサービス	15	200	13	155	15	200	12	128	15	200	14	166	15	200	15	200	15	200
保育所等訪問支援	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	30	2	23	2	30	2	19	2	30	2	36	3	30	2	30	2	30	2
医療的ケア児のコーディネーターの配置人数	0		0		0		0		1		1		1		1		1	

※ 障害児相談支援の単位は「人」は「年間」、「人日」は「月の平均」の数

※ 医療的ケア児のコーディネーターの配置人数の単位は「人」は「年間」